

## お知らせ

三田市産後ヘルパー派遣事業「**SUN だっこ応援隊**」がスタート！  
ヘルパーが自宅を訪問して家事や育児を支援します

●**対象** 市に住民登録があり、日中に家事や育児を行う同居の親族がいないため、出産後の支援が十分に受けられない下記①～③の家庭

対象	利用可能時間*
①概ね産後2カ月までの産婦で当該乳児の他に就学前児を養育する家庭	上限 8時間 (2時間×4回)
②概ね産後4カ月までの産婦で当該乳児のみを養育し支援が必要と判断された家庭	
③1歳未満の多胎児を養育する家庭	上限 16時間 (2時間×8回)

\*1日1回原則2時間単位での利用、サービス提供時間は月～金曜 9時～18時(土・日曜、祝日、年末年始を除く)

## ●利用料

利用区分	利用料
初回利用	0円 / 2時間
2回目の利用	500円 / 2時間
3回目以降の利用	1,000円 / 2時間

※生活保護世帯または市民税非課税世帯は0円  
※派遣前日(土・日曜、祝日、年末年始を除く前営業日)  
17時以降のキャンセルは利用者負担金が発生します。

## ●サービス内容

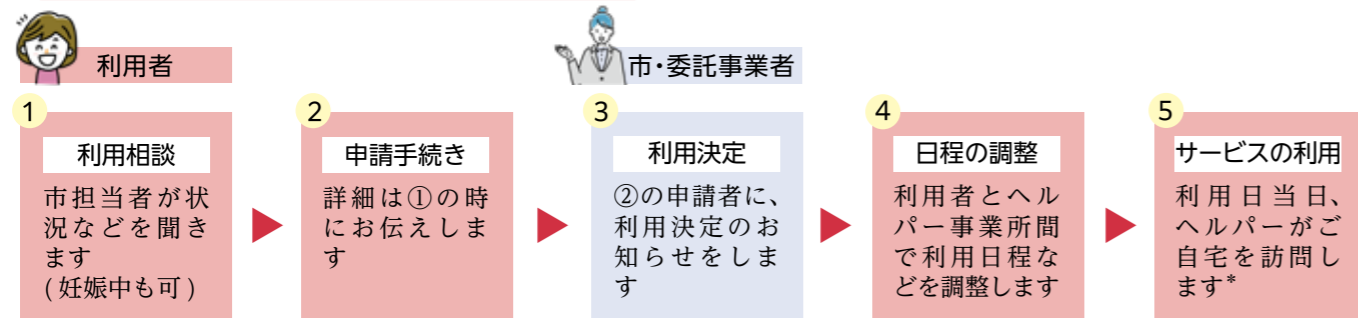
日常的な家事に関すること	□ 食事の準備片付け	□ 衣類の洗濯、部屋の掃除	□ 生活必需品の買い物など
育児に関すること	□ 授乳の準備・片づけ	□ 沐浴の補助	□ その他必要な育児援助など

※自宅の室内で日常的に行う家事が対象

育児に関すること	□ 授乳の準備・片づけ	□ 沐浴の補助	□ その他必要な育児援助など
育児に関すること	□ 授乳の準備・片づけ	□ 沐浴の補助	□ その他必要な育児援助など

※育児に関する支援はお手伝いが中心で利用者と子どもと一緒にいる場所で行います。ヘルパーと子どもだけの留守番はできません。

## ●利用までの流れ・申請方法



\*実費(買い物代金など)以外の利用料金については、利用後、市から納付書を送付します。期日までに指定金融機関などでお支払いください。

※開始時期や利用についての詳細は市HP(右記2次元コード)をご確認ください。

※申請手続きなどサービス利用までに時間を要する場合がありますので、ご了承ください。

すくすく子育て課 電話 559-5079 FAX 563-3611 〒669-1595 三輪2-1-1 市役所本庁舎2階



## 助成

保育料の一部を助成「ひょうご保育料軽減事業」  
(保育無償化の対象者は補助対象外)

**補助要件** = 市に住民登録があり、子どもが4年度に認可保育所・認定こども園・小規模保育などに在籍している(いた)世帯で、保育料が月額5,000円を超えている ※その他要件あり、詳細は市HP(下記2次元コード)

**助成額** = 月額5,000円以上の保育料に対して、次の額を限度に補助(給食費や通園バス代など費用、未就園児クラスやプレ保育などの利用者は補助対象外)

区分	3歳児未満	3歳児以上
第1子	10,000円	-(無償化)
第2子以降	15,000円	-(無償化)

※年齢は4年4月1日現在

**申し込み** = 認可保育所・認定こども園・小規模保育などの在籍者は、2月3日までに申請書を郵送または窓口で下記



保育振興課 電話 559-5073 FAX 563-3611  
〒669-1595 三輪2-1-1 市役所本庁舎2階



幼児や小学生の習い事を探している人へ  
「ならいごと+マーケット」



自宅で開く教室、習い事などの見本市を開催します。  
手作り雑貨のマーケットも!

**日時** = 2月5日(日) 11時～15時

**場所** = まちづくり協働センター

**問い合わせ** = 人権・男女共同参画プラザ(まちづくり協働センター内 559-5163 FAX 563-8001)

## チャッピーサポートセンター



妊娠・出産・育児のさまざまな疑問や不安をひとりで悩まずご相談ください

市役所本庁舎2階 559-5093  
総合福祉保健センター 559-6288  
多世代交流館 553-8003  
Mail: kosodate@city.sanda.lg.jp

**A** 妊娠中の授乳についてはいろいろな意見があり、授乳によりホルモンの影響で子宮が収縮したり、ママが貧血や栄養不足に陥る可能性があると言われています。ただ、正常な妊娠ならば、ホルモンが子宮に働き掛けない仕組みが備わっているとも言われています。

赤ちゃんが早く生まれた経験のある人や赤ちゃんが早く生まれそうな兆候がある場合などは、授乳を控えるのがベターですが、妊娠中の授乳を継続してよいかどうかはさまざまなパターンがあり、一概には言えません。医師や助産師と相談し、ママの体調やお子さんの様子をみながら、母子ともに一番良い方法を考えていきましょう。

助産師が  
悩みにお答え  
します!

Q

妊娠したら母乳はやめないといいなの?

## 給付金

対象児童1人につき1万円を支給  
「三田市子育て世帯臨時特別給付金」

**対象** = 高校3年生相当以下の児童(平成16年4月2日～令和5年2月28日生まれ)を養育し、市に住民登録がある人 ※所得制限はありません

①三田市から児童手当を受給している人	②三田市から児童手当を受給していない人
<input type="checkbox"/> 申請不要 <input type="checkbox"/> 12月28日に児童手当登録口座へ振り込み済み <input type="checkbox"/> 4年12月1日～5年2月28日の間に、市に転入した人または新生児が生まれた人は、児童手当登録口座へ随時振り込み予定です	<input checked="" type="checkbox"/> <b>申請が必要です</b> 対象：所得制限による児童手当未受給者・公務員・高校生だけを養育している人 <input checked="" type="checkbox"/> 対象者には手続きの案内通知を12月末～1月初めに送付。申請受付は1月から開始します。

※②の人で、4年12月1日～5年2月28日の間に、市に転入した人または新生児が生まれた人などの申請の詳細は、市HP



子ども家庭課給付金担当 電話 556-8224 FAX 563-3611

## お忘れませんか

項目など	支給日	担当課
児童扶養手当 (1月期支給)	1月11日(水)	子ども家庭課

※認定請求・現況届がまだの人は至急提出を!